

## 美幌町水道事業

# 令和3年度 水質検査計画

### 水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合していることを確認するため不可欠なものです。水質検査計画は、水質検査の適正化を確保するために、検査項目等を定めたもので、本計画書は下記項目により構成しています。

- 1, 基本方針
  - 2, 水道事業の概要
  - 3, 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
  - 4, 水質検査項目、検査回数および採水場所
  - 5, 臨時の水質検査
  - 6, 試料採取及び運搬方法
  - 7, 委託した検査の実施状況確認
  - 8, 水質検査の方法
  - 9, 水質検査計画及び検査結果の公表
  - 10, 水質検査計画の見直し
  - 11, その他
- 資料, 別紙1 (給水区域) 別紙2 (運搬ルート)
- 給水栓水の水質検査回数
- 水質検査予定 (浄水) 水質検査予定 (原水)

## 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、水質基準が適用される給水栓水(蛇口の水)及び原水で実施します。
- (2) 検査項目は、法令に規定される「毎日検査項目」、「水質基準項目」について項目ごとに設定します。
- (3) 検査回数は、法令や通知などを遵守し項目ごとに設定します。
- (4) 水源に汚染等が生じないよう常時監視を行います。

## 2. 水道事業の概要

美幌町の水道は、女満別川を水源とし、1か所の浄水場で処理した水を町内各所にお届けしています。

給水状況と浄水場の概要は表-2.1、2.2のとおりです。

表-2.1 水道事業の給水状況

区 分	内 容
事業体の名称	美幌町水道事業
給水区域	別紙の区域とする(66.2km <sup>2</sup> )
計画給水人口	26,300人(平成31年度末給水人口18,230人)
計画1日最大給水量	11,250m <sup>3</sup> (平成31年度実績1日最大給水量7,164m <sup>3</sup> )
1日平均給水量	8,550m <sup>3</sup> (平成31年度実績6,365m <sup>3</sup> )

表-2.2 浄水場の概要

浄水場名	日並浄水場
通水年度	昭和25年
水源	網走川水系女満別川表流水
水利権(m <sup>3</sup> /日)	12,357m <sup>3</sup> /日
給水能力(m <sup>3</sup> /日)	11,250m <sup>3</sup> /日
主な浄水処理方法	薬品沈殿 急速ろ過 塩素消毒
主な浄水処理薬品	
凝集剤	ポリ塩化アルミニウム
高度浄水処理	粉末活性炭
消毒剤	次亜塩素酸ナトリウム

### 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意点

美幌町の水道では下記に記載する事項に留意して、水源から給水栓(蛇口)まで水質管理を行っています。

#### (1) 原水の状況

##### ①河川流域

河川上流域に生息する動物(鹿、キツネ等)による糞便やその死骸の流入による汚染が心配されます。

##### ②原水水質で留意すべき状況

浄水場名	日並浄水場
原水の汚染要因	降雨・融雪による高色度水及び濁水の発生
水質管理上注意すべき項目	一般細菌
	大腸菌
	鉄及びその化合物
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	色度
	濁度
	臭気
味	
浄水場使用薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目	臭素酸、塩素酸(次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する)

#### (2) 水道水(浄水)の状況

これまでの水質検査では、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水をお届けしております。

## 4. 水質検査項目、検査回数および採水場所

水道法では、給水栓水での「毎日検査項目(色、濁り、消毒の残留効果)」と「水質基準項目(51項目)」の水質検査が義務付けられています。

### (1) 給水栓(蛇口)水の水質検査項目と検査回数

#### ①水質検査項目

法令に基づき、水質検査表(1)の「水質基準 51 項目」及び水質検査表(2)の「毎日検査項目」を実施します。

#### ②検査回数

検査回数については、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号に基づき決定しています。

イ. 水質検査表の(1)のうち、濃度が 10 分の 1 以下の場合に 3 年に 1 回まで緩和することができる項目については、基準を満たしているため検査を 3 年に 1 回実施します。(51 項目検査)(次回令和 4 年度実施)

ロ. 水質検査表の(1)の項目 1, 2, 11, 34, 38, 46~51 の検査(一般検査)は、月 1 回実施します。(一般検査)

ハ. 水質検査表の(1)の項目 10, 21~31 の検査は、年 4 回実施します。(消毒副生成物検査)

ニ. 水質検査表の(1)の項目 33, 40, 42, 43 の検査は、年 1 回実施します。

ホ. 水質検査表の(1)の項目 8 の検査は、年 4 回実施します。(令和 2 年度より基準値変更 0.05mg/l→0.02mg/l)

ヘ. 水質検査表の(2)の色、濁り、消毒の残留塩素効果(残留塩素)の検査は、1 日 1 回実施します。

### (2) 原水の水質検査項目と検査回数

#### ①水質検査項目

水質検査表(1)「水質基準 51 項目」のうち、厚生労働省課長通知に基づき除外される消毒副生成物 21~31 以外の 40 項目について実施します。

#### ②検査頻度

イ. 水質検査表の(1)の 40 項目について、年 1 回実施します。

ロ. 水質検査表の(1)の項目 1, 2, 11, 34, 38, 46~51 の検査は、年 4 回実施します。(一般検査)

ハ. クリプトスポリジウム等指標菌の検査については月 1 回行います。

ニ. クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を年 4 回行います。

表-4.1 水質検査表(1) 「水質基準 51 項目」

項目	基準値 (pH 値を除き単位は mg/l)	原則 頻度	法的検査回 数緩和要件	項目の概要				
1 一般細菌	100 個/m l	月 1 回	-	病原微生物	健康に関する項目			
2 大腸菌	検出されないこと							
3 カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回	一定要件を満たす場合は年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上に減じることができる。※1	金属類				
4 水銀及びその化合物	0.0005							
5 セレン及びその化合物	0.01							
6 鉛及びその化合物	0.01							
7 ヒ素及びその化合物	0.01							
8 六価クロム化合物	0.02							
9 亜硝酸態窒素	0.04							
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01					年 4 回	-	無機物質・消毒副生成物
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10					年 4 回	一定要件を満たす場合は年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上に減じることができる。※1	無機物
12 フッ素及びその化合物	0.8							
13 ホウ素及びその化合物	1							
14 四塩化炭素	0.002							
15 1,4-ジオキサン	0.05							
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04							
17 ジクロロメタン	0.02							
18 テトラクロロエチレン	0.01							
19 トリクロロエチレン	0.01							
20 ベンゼン	0.01							
21 塩素酸	0.6	年 4 回	-	消毒副生成物				
22 クロロ酢酸	0.02							
23 クロロホルム	0.06							
24 ジクロロ酢酸	0.03							
25 ジブロモクロロメタン	0.1							
26 臭素酸	0.01							
27 総トリハロメタン	0.1							
28 トリクロロ酢酸	0.03							
29 ブロモジクロロメタン	0.03							
30 ブロモホルム	0.09							
31 ホルムアルデヒド	0.08					年 4 回	一定要件を満たす場合は年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上に減じることができる。※1	金属類
32 亜鉛及びその化合物	1							
33 アルミニウム及びその化合物	0.2							
34 鉄及びその化合物	0.3							
35 銅及びその化合物	1							
36 ナトリウム及びその化合物	200							
37 マンガン及びその化合物	0.05							
38 塩化物イオン	200	月 1 回	-	その他				
39 カリウム・マグネシウム等 (硬度)	300	年 4 回	一定要件を満たす場合は年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上に減じることができる。※1	無機物				
40 蒸発残留物	500							
41 陰イオン界面活性剤	0.2	藻の発生時期 月 1 回	-	その他				
42 ジェオスミン ※2	0.00001							
43 2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001							
44 非イオン界面活性剤	0.02	年 4 回	一定要件を満たす場合は年 1 回以上又は 3 年に 1 回以上に減じることができる。※1	有機物				
45 フェノール類	0.005							
46 有機物 (TOC)	3	月 1 回	-	その他				
47 pH 値	5.8~8.6							
48 味	異常がないこと							
49 臭気	異常がないこと							
50 色度	5 度							
51 濁度	2 度							

※1 過去 3 年間の測定結果が、基準値の 10 分の 1 以下で原水に変動がない場合は 3 年に 1 回、5 分の 1 以下の場合は年 1 回

表-4.2 水質検査表(2) 「毎日検査項目」

	検査項目	評価
1	色	異常がないこと
2	濁り	異常がないこと
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	0.1mg/ℓ以上

### (3) 採水場所の選定

給水栓水(蛇口)及び原水(水道水源)の水質検査のための採水場所およびその選定理由は表-4.3のとおりです。

表-4.3 採水場所と選定理由

給水栓水(蛇口)	
採水場所	美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場庁舎 給水栓
選定理由	市街の中央に位置し公共の施設で、常時採水が容易であり、使用量も多く、水質の把握の代表的な場所であるため
原水(水道水源)	
採水場所	美幌町字日並148番地6 日並浄水場 着水井
選定理由	浄水場に取り水した原水で水質把握の代表的な場所であるため

## 5. 臨時の水質検査

次のような水質変化等が発生し、水が水質基準に適合しないおそれがある場合は、臨時の水質検査※1を厚生労働大臣登録機関に委託※2し、水質異常が終息して安全が確認されるまで実施します。

- (1) 水源に著しい変化が見られたとき
- (2) 給水栓水に異常が認められたとき
- (3) 災害等発生時
- (4) その他必要があると認められたとき

根拠法令 ※1 水道法第 20 条第 1 項、水道法施行規則第 15 条第 2 項

※2 水道法第 20 条第 3 項

## 6. 試料採取及び運搬方法

試料採取及び運搬時に異物混入等があると、検査結果に影響を及ぼし適切な水質管理が不可能になるおそれがあるため、次の事項に留意し実施します。

- (1) 試料容器の準備
  - ・受託者は検査に必要な採水容器を使用する。
  - ・採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に実施する。
- (2) 採水方法等
  - ・受託者の試料取扱標準作業書に従い、受託者の検査員が自ら採水を実施する。
  - ・臨時検査等必要に応じて美幌町建設部上下水道課職員が採水を実施する場合がある。
- (3) 運搬方法
  - ・採水後、クーラーボックスで氷冷し破損防止の措置をして受託者が運搬する。
  - ・運搬経路は、別紙運搬ルートのとおり。

## 7. 委託した検査の実施状況確認

美幌町で実施する水質検査は、厚生労働大臣登録を受けた機関(登録水質検査機関)に委託しています。登録水質検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める方法により水質検査を行わなければならない。水道法施行規則第 15 条の 4 の規定に準拠し適正に検査を実施します。登録水質検査機関の検査実施状況については次の事項により確認を行います。

- (1) 内部精度管理、外部精度管理の実施状況を確認する。
- (2) 分析日時及び分析を実施した検査員を示し、試料、分析条件、検量線（相関関係含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を電磁媒体により確認する。

## 8. 水質検査の方法

給水栓水での「毎日検査項目(色、濁り、消毒の残留効果)」と「水質基準項目」を次のように実施します。

### (1) 毎日検査項目

役場内の給水栓水は、美幌町建設部上下水道課職員で実施、配水系統ごとの末端部は付近にお住いの方に委託し次について実施します。

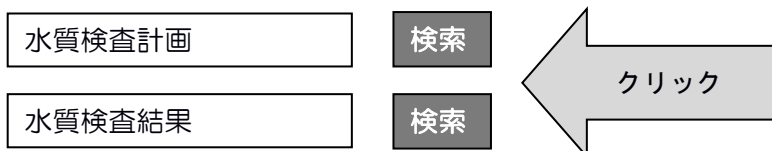
- ①色、濁り・・・目視による確認
- ②消毒の残留効果・・・残留塩素計による測定

### (2) 水質基準項目

水道法第20条の2に規定する厚生労働大臣登録機関に委託します。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前(3月下旬頃)に、水質検査結果は毎月(20日頃)に美幌町ホームページで公表しています。美幌町ホームページ(<http://bihoro.hokkaido.jp/>)サイト内検索によりご覧いただけます。



## 10. 水質検査計画の見直し

水質検査がお客さまにとってより身近なものとなるよう、水質検査計画の見直し、策定の参考とさせていただきますので、ご意見をお寄せください。

なお、年度途中において、法令改正等により検査項目、内容を見直した場合は、ホームページ上で変更内容を公表いたします。



## 11. その他

- (1) 常に安全で満足してもらえる水道水を供給に努めます。
- (2) 水道水質の信頼性を確保するため、関係する検査機関と連携して技術の向上に努めます。
- (3) 水道事故等が発生したときは、保健所、検査機関と連携し早期の復旧に努めます。
- (4) 疑問点、不明点につきましては早急に対応いたします。



〒092-8650  
網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地  
美幌町建設部上下水道課  
TEL 0152-73-1111  
FAX 0152-72-4869

(給水区域)

美幌町字大通北 1～4 丁目、美幌町字大通南 1～5 丁目、字東 1 条北 1～4 丁目、字東 1 条南 1～5 丁目、字東 2 条北 1～4 丁目、字東 2 条南 1～5 丁目、字東 3 条北 1～4 丁目、字東 3 条南 1～5 丁目、字東 4 条南 2～5 丁目、字西 1 条北 1～4 丁目、字西 1 条南 1～5 丁目、字西 2 条北 1～4 丁目、字西 2 条南 1～5 丁目、字仲町 1～2 丁目、字新町 1～3 丁目、字栄町 1～4 丁目、字東町 1～2 丁目、字三橋町 1～2 丁目、字美芳、字三橋南、字日の出 1～2 丁目、字青山南、字青山北、字青葉 1～2 丁目、字鳥里、字鳥里 1～4 丁目、字美里、字元町、字野崎、字上町の全域、字美富、字稲美、字都橋、字瑞治、字報徳、字田中、字日並、字美禽、字昭野、字美和、字豊岡、字高野、字豊幌の各一部とする。



## 運搬ルート

### 1. 美幌町

(クーラーボックスで氷冷)

出発



国道39号線



国道333号線



旭川紋別自動車道(遠軽インター)



道央自動車道(札幌インター)



地方道89号線(環状通)



道薬検到着



検査開始

### 2. 美幌町

(クーラーボックスで氷冷)

出発



国道240号線



美幌バイパス



女満別空港



新千歳空港



道央自動車道(千歳インター)



国道36号線



道薬検到着



検査開始

1. 試料取扱標準作業書に従い受託者が採水し、速やかにクーラーボックスに入れ氷冷し破損防止の措置をして受託者が運搬する。(旭川紋別自動車道及び道央自動車道を使用して約5時間、ただし天候・道路の状況により変化することがある)

2. 試料取扱標準作業書に従い受託者が採水し、速やかにクーラーボックスに入れ氷冷し破損防止の措置をして航空機で運搬する。(道央自動車道を使用して約3時間、ただし天候・道路の状況により変更することがある)

令和3年度 給水栓水の水質検査回数

No.1

No	水質基準項目	水質基準値 (数値以下)	法 定 検 査 回 数	検 査 回 数 の 減	検 査 略 可 否	測 定 結 果 (年度毎の最大値:過去3年間)			検 査 回 数 (回/年)	検 査 回 数 設 定 の 説 明 ※5	検 査 頻 度 を 減 じ た 場 合 の 次 回 検 査 年 度	備 考		
						H30年度	H31年度	R2年度						
1	一般細菌	100個/ml	概 ね 1ヶ月に 1回以上	不可	不可	0	0	0	12	◎	-			
2	大腸菌	検出され ないこと				不検出	不検出	不検出	12	◎	-			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	概 ね 3ヶ月に 1回以上	※1	※4	-	<0.0003	-	-	■	R4			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l				-	<0.00005	-	-	■	R4			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l				-	<0.001	-	-	■	R4			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l				-	<0.001	-	-	■	R4			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l				-	<0.001	-	-	■	R4			
8	六価クロム化合物	0.02mg/l				-	<0.005	<0.002	4	◎	-			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l				-	<0.004	-	-	■	R4			
10	シアン化物イオン 及び塩化シアン	0.01mg/l				不可	不可	<0.001	<0.001	<0.001	4	◎	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l				0.40	0.35	0.37	12	◎	-			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l			-	<0.05	-	-	■	R4				
13	ホウ素及びその化合物	1mg/l			-	<0.02	-	-	■	R4				
14	四塩化炭素	0.002mg/l			-	<0.0002	-	-	■	R4				
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l			-	<0.0005	-	-	■	R4				
16	シス-1,2-ジクロロエチ レン及びトランス-1,2- ジクロロエチレン	0.04mg/l			-	<0.001	-	-	■	R4				
17	ジクロロメタン	0.02mg/l			-	<0.001	-	-	■	R4				
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l			-	<0.0005	-	-	■	R4				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l			-	<0.0005	-	-	■	R4				
20	ベンゼン	0.01mg/l			-	<0.001	-	-	■	R4				
21	塩素酸	0.6mg/l			不可	不可	<0.06	<0.06	<0.06	4	◎	-		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	<0.001	<0.001			<0.001	4	◎	-				
23	クロロホルム	0.06mg/l	0.002	0.002			0.003	4	◎	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	0.003	0.003			0.004	4	◎	-				
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l	<0.001	<0.001			<0.001	4	◎	-				
26	臭素酸	0.01mg/l	<0.001	<0.001			<0.001	4	◎	-				
27	総トリハロメタン	0.1mg/l	0.002	0.002			0.003	4	◎	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	0.002	0.002			0.003	4	◎	-				
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l	<0.001	<0.001			<0.001	4	◎	-				
30	プロモホルム	0.09mg/l	<0.001	<0.001			<0.001	4	◎	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l	<0.003	<0.003	<0.003	4	◎	-						
32	亜鉛及びその化合物	1mg/l	※1	※4	-	0.003	-	-	■	R4				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l			0.03	0.02	0.02	1	△	-				
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l			0.01	0.01	<0.01	12	◎	-				
35	銅及びその化合物	1mg/l			-	0.001	-	-	■	R4				
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l			-	6.1	-	-	■	R4				
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l			-	<0.001	-	-	■	R4				

令和3年度 給水栓水の水質検査回数

No.2

No	水質基準項目	水質基準値 (数値以下)	法定 検査 回数	検査 回数 の減	検査 省略 可否	測定結果 (年度毎の最大値:過去3年間)			検査 回数 (回/年)	検査回数 設定の説明 ※5	検査頻度 度を減じた場合の 次回検査 年度	備考
						H30年度	H31年度	R2年度				
38	塩化物イオン	200mg/ℓ	概ね 1ヶ月に 1回以上	※2	不可	9.5	9.7	11.3	12	◎	-	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ	概ね 3ヶ月に 1回以上	※1	不可	-	18.9	-	-	■	R4	
40	蒸発残留物	500mg/ℓ				81	94	90	1	△	-	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ				-	<0.02	-	-	-	■	R4
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ	概ね1ヶ月 に 1回以上※ 3	不可	※4	<0.000001	<0.000001	<0.000001	1	-	-	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ				<0.000001	<0.000001	<0.000001	1	-	-	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ	概ね 3ヶ月に 1回以上	※1	不可	<0.002	<0.002	<0.002	-	■	R4	
45	フェノール類	0.005mg/ℓ				-	<0.0005	-	-	-	■	R4
46	有機物(TOC)	3mg/ℓ	概ね 1ヶ月に 1回以上	※2	不可	0.6	0.7	0.6	12	◎	-	
47	pH値	5.8~8.6				6.8~7.1	6.8~7.1	6.8~7.1	12	◎	-	
48	味	異常でない				異常なし	異常なし	異常なし	12	◎	-	
49	臭気	異常でない				異常なし	異常なし	異常なし	12	◎	-	
50	色度	5度				<1	<1	<1	12	◎	-	
51	濁度	2度				<0.1	<0.1	<0.1	12	◎	-	

※1 原水の水質が大きく変わるおそれが少ない場合であって、過去の3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下である時は、概ね1年に1回以上と、基準値の10分の1以下である時は概ね3年1回以上とすることができる。

※2 自動連続測定・記録をしている場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることができる。

※3 原因藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかである期間を除く。

※4 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合に省略できる。

※5 ◎:法令に定められた回数で検査する項目

△:過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下10分の1超であるため、検査を1年に1回としている項目

■:過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であるため、検査を3年に1回としている項目

1日1回行う検査

No	1日1回行う検査項目	年間検査回数
1	色	365
2	濁り	365
3	消毒の塩素効果(残留塩素)	365

令和3年度 水質検査予定 (浄水)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カドミウム及びその化合物												
水銀及びその化合物												
セレン及びその化合物												
鉛及びその化合物												
ヒ素及びその化合物												
六価クロム化合物			○			○			○			○
亜硝酸態窒素												
シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物												
ホウ素及びその化合物												
四塩化炭素												
1,4-ジオキサン												
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン												
ジクロロメタン												
テトラクロロエチレン												
トリクロロエチレン												
ベンゼン												
塩素酸			○			○			○			○
クロロ酢酸			○			○			○			○
クロロホルム			○			○			○			○
ジクロロ酢酸			○			○			○			○
ジブロモクロロメタン			○			○			○			○
臭素酸			○			○			○			○
総トリハロメタン			○			○			○			○
トリクロロ酢酸			○			○			○			○
ブロモジクロロメタン			○			○			○			○
ブロモホルム			○			○			○			○
ホルムアルデヒド			○			○			○			○
亜鉛及びその化合物												
アルミニウム及びその化合物			○									
鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銅及びその化合物												
ナトリウム及びその化合物												
マンガン及びその化合物												
塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カルシウム・マグネシウム等(硬度)												
蒸発残留物			○									
陰イオン界面活性剤												
ジェオスミン			○									
2-メチルイソボルネオール			○									
非イオン界面活性剤												
フェノール類												
有機物(TOC)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
項目数	11	11	28	11	11	24	11	11	24	11	11	24

令和3年度 水質検査予定 (原水)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般細菌			○			○			○			○
大腸菌			○			○			○			○
カドミウム及びその化合物			○									
水銀及びその化合物			○									
セレン及びその化合物			○									
鉛及びその化合物			○									
ヒ素及びその化合物			○									
六価クロム化合物			○									
亜硝酸態窒素			○									
シアン化物イオン及び塩化シアン			○									
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○
フッ素及びその化合物			○									
ホウ素及びその化合物			○									
四塩化炭素			○									
1,4-ジオキサン			○									
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○									
ジクロロメタン			○									
テトラクロロエチレン			○									
トリクロロエチレン			○									
ベンゼン			○									
塩素酸												
クロロ酢酸												
クロロホルム												
ジクロロ酢酸												
ジブロモクロロメタン												
臭素酸												
総トリハロメタン												
トリクロロ酢酸												
ブロモジクロロメタン												
ブロモホルム												
ホルムアルデヒド												
亜鉛及びその化合物			○									
アルミニウム及びその化合物			○									
鉄及びその化合物			○			○			○			○
銅及びその化合物			○									
ナトリウム及びその化合物			○									
マンガン及びその化合物			○									
塩化物イオン			○			○			○			○
カルシウム・マグネシウム等(硬度)			○									
蒸発残留物			○									
陰イオン界面活性剤			○									
ジェオスミン			○									
2-メチルイソボルネオール			○									
非イオン界面活性剤			○									
フェノール類			○									
有機物(TOC)			○			○			○			○
pH値			○			○			○			○
味			○			○			○			○
臭気			○			○			○			○
色度			○			○			○			○
濁度			○			○			○			○
項目数			40			11			11			11

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大腸菌数及び嫌気性芽胞菌数(定量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クリプトスピロリウム及びスピロリウム			○			○			○			○